

SOGAWA BASE レンタルスペース 使用規則

本使用規則は、SOGAWA BASE 館内ポップアップスペース(以下「束の間茶屋」という)および広場・広場小屋の利用者が対象です。

本使用規則の各事項をお守りいただけない場合には、使用中であってもご使用をお断りする場合がございます。

<使用に際して>

SOGAWA BASE レンタルスペース（以下「当施設」という）をご使用の際には、当施設の施設管理者（以下「施設管理者」という）による使用内容の審査を実施いたします。審査を通過しなかったイベントは実施いただくことができませんので、あらかじめご了承ください。

■使用申込の変更および解約

見積書の内容合意後、利用者側の都合により使用を取り消される場合（会場変更、日時変更を含む）は施設管理者へ変更内容をご連絡ください。

また、下記表の通りキャンセル料をご請求いたします。

キャンセル期間	キャンセル料
使用日の60日前～31日前まで	使用申込日数分の基本料金（消費税等込）の50%相当額
使用日の30日前～10日前まで	使用申込日数分の基本料金（消費税等込）の80%相当額
使用日の9日前～使用日当日まで	使用申込日数分の基本料金（消費税等込）の100%相当額

※キャンセル時期に関わらず、使用の取り消しの時点で発生している発注物等については、別途キャンセル料等が発生する場合があります。

■使用の制限

以下の項目に該当する場合は、ご使用を取り消し、または中止させていただくこともありますのでご了承ください。

その結果、利用者にかかる損害が生じる場合があっても、当該損害が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は一切の責任を負いません。この場合、ご入金済みの予約金については返金いたしません。

また、予定される付帯料金等については請求させていただく場合がございます。

- ①使用申込書の記載事項（利用者、使用目的、使用内容等）が実際とは異なるとき。
- ②当施設の使用権の全部または一部を第三者に譲渡または転貸したとき。
- ③本使用規則、その他施設管理者が定める規則等に違反したとき。またはこれらに基づく施設管理者の指示に従わなかったとき。
- ④関係官公庁より中止命令が出たとき。
- ⑤使用内容について、来館者、利用者及び当施設関係者の生命の安全の確保が約束されないと施設管理者が判断したとき。
- ⑥使用内容が、風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業およびこれに類すると施設管理者が判断したとき。
- ⑦使用内容が、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等に関するものであるとき。

- ⑧使用内容に、参加者の意に反する署名活動、執拗な勧誘、キャッチセールス等の行為が含まれると認められるとき。
- ⑨使用内容により、当施設使用後の原状回復が困難であると施設管理者が判断したとき。
- ⑩使用内容が、SOGAWA BASE 館内のテナントおよび施設関係者が提供する商品・サービス等と競合する内容で、かつ当施設の所有者及び施設管理者が不承認と判断したとき。
- ⑪政治、宗教活動等に関係するとき。
- ⑫公の秩序、善良の風俗を害したり、法律に違反するおそれがあるとき。その他、施設管理者が予約の取り消しまたは使用の中止が必要と判断したとき。
- ⑬他の使用者もしくは SOGAWA BASE 館内テナント・施設関係者、または来館者・当施設周辺及び近隣住民等に迷惑を及ぼす恐れがあると施設管理者が判断したとき。
- ⑭下記、「反社会的勢力の排除」に抵触していると施設管理者が判断したとき。
- ⑮その他管理運営上支障のあるとき、または支障が予測されると施設管理者が判断したとき。

■反社会的勢力の排除

- ①使用者は、施設管理者に対し、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。
- ②使用者が、反社会的勢力に属すると判明した場合、施設管理者は催告をすることなく、本承認を取り消すことができるものとします。
- ③施設管理者が、②の規定により、本承認を取り消した場合において、施設管理者はこれによる損害を賠償する責を負いません。
- ④②の規定により、施設管理者が本承認を取り消した場合において、使用者は、施設管理者ならびに当施設に生じた損害について賠償する責を負っていただきます。

■免責および損害賠償

（不可抗力による使用停止）

・天災、火災、その他不可抗力によって当施設の使用が困難になった場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

（緊急の事由による使用停止）

・緊急車両の進入が必要な場合、これによるイベントの中止に伴う損害については、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。また、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしません。

（その他の事由による使用停止）

・当施設または SOGAWA BASE 全館の都合により、当施設使用の停止を求めることがあります。この場合、既にお支払いいただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当該損害の発生が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

（その他の免責）

・事前の荷物の受取りに伴う荷物の中身の紛失、破損事故については、当施設の所有者及び施設管理者は一切の責任を負いません。ただし、当該紛失、破損事故が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合はこの限りではありません。

・展示品ならびに使用者及び第三者の所有物の盗難、毀損等による損害および来場者等の人身事故については、当施設の所有者及び施設管理者は一切賠償の責任を負いません。ただし、当該損害、人身事故が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合はこの限りではありません。

・当施設の機材、設備等の故障により使用者が当施設を使用できない場合、既にお支払いただいた使用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当該損害の発生が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は賠償の責任を負いません。

(損害賠償)

・当施設内外の建造物、設備、備品を汚損、毀損、または紛失した場合、使用者はこれを原状に回復し、または、施設管理者が算定する、原状の回復に要する直接および間接の費用の一切を賠償していただきます。なお、汚損、毀損、または紛失の事態が生じた場合は、速やかに施設管理者へご連絡ください。

・他の使用申込者もしくは SOGAWA BASE の館内テナントまたは来館者等に対して損害を与えた場合は、相手方が被った損害を賠償していただきます。なお、当該損害の発生が当施設の所有者または施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設の所有者及び施設管理者は一切の賠償の責任を負いません。

・上記のほか、使用者が本使用規則に違反した場合は、これによる損害を賠償していただきます。

■関係諸官庁への届出

ご使用の事前打合せが済みましたら、必要に応じて下記届出を所定の官庁へご提出ください。また、許可された届出の複写を1部、施設管理者にご提出ください。

(届出の一例)

○音楽著作権の解除申請書：日本音楽著作権協会

○飲食を伴う催事をする場合：富山市保健所

○その他消防関係の各届出：富山消防署

■注意事項・その他

(管理責任)

・イベント責任者を届出の上、催事期間中、責任者は会場に必ず常駐してください。

・諸道具類の搬出入および設営撤去作業は、壁面、床等に養生を行い、ご使用者の責任において実施してください。

・入場者の受付、人員整理、誘導、会場の警備・整理での事故防止は使用者側で責任をもって行ってください。

(禁止事項)

・危険物の持込みは禁止いたします。

・所定の場所以外での喫煙は禁止いたします。

・SOGAWA BASE 建物全体、付帯施設への原状回復困難な行為は禁止いたします。

・施工、搬出入の際、所定の場所以外への物品等の放置はご遠慮ください。

・施工品、商品、什器等の搬出入は、指定の搬入搬出ルートをご使用ください。なお、近隣の迷惑となる周辺道路等への路上駐車や違法駐車等はお断りいたします。

・他の使用者もしくは SOGAWA BASE 館内テナント・施設関係者、または来館者・当施設周辺及び近隣住民等から苦情が入った場合には、使用の中断・中止を指示する場合がございます。

・点字ブロック等、視覚障害者向けの設備や案内表示の利用を妨げる什器や物品の設置はできません。

・当施設の原状回復は使用者側にて行っていただき、搬出・清掃終了後は施設管理者立会いの下、当施設内点検を行います。

・当施設および SOGAWA BASE 建物全体の汚破損がないよう、必要な箇所に養生を行い、ご使用者の責任において原状回復を行ってください。

・残置物が無きよう、原状回復を行ってください。万が一残置物があった場合は処分いたします。その際実費が生じた場合には、別途請求いたします。

(その他注意事項)

・盲導犬・介助犬・聴導犬以外の生体の催事持込みは、事前に施設管理者までお問い合わせください。

・火気の使用および電気を使った熱源等の使用については、施設管理者までお問合せください。

・造作物・看板等の設置にあたっては風速 20m/s の風に耐えられるよう施工・設置してください。ただし記載の数値は目安であり、ご使用者がその責任において安全に配慮した設計を行い、状況に応じた対応を行ってください。

・持込み器具等は、ご使用者の管理のもとに、イベント終了後は速やかに撤去してください。

・ご使用後の付帯設備等は、施設管理者の指示に従い点検確認後、所定の収納場所にお戻しください。

・ご使用後は、使用者側において清掃し、使用期間中に発生したゴミはお持ち帰りください。また、飲食を伴うイベントの場合は、必ず来場者向けのごみ箱を設置してください。SOGAWA BASE 館内のごみ箱に投棄する行為は堅く禁止しております。なお、特別に清掃の必要が生じた場合には別途清掃費を申し受けます。

・音響機材を使用の際は、施設管理者立会いのもと音量チェックを行い、必要に応じて音量を制限させていただく場合がございますので予めご了承ください。

・防災上の避難導線は必ず十分な幅員を確保するようにしてください。

・消火器、消火栓などは施工物等で隠さないようにしてください。

・搬出入に際しては、必ず事前に施設管理者と協議、相談の上、その指示に従ってください。

・(広場の使用者のみ) イベントの開催時、イベント関係者は当施設のルール及び施設管理者の定めるルールに従っていただきますので、予めご了承ください。

・イベント関係者の飲食・喫煙は、所定の場所をご利用ください。

・非常事態にそなえ、使用前にあらかじめ非常口、消火器の位置、避難経路について確認を行ってください。

・緊急車両進入時には、進入ルート及び停車位置を確保し、該当エリアに設置されている物は使用者にて速やかに移動、および来場者の誘導を行ってください。

・当施設の保全管理、防災・防犯および安全上の理由から、施設管理者が当施設内に立ち入ることがございますので、予めご了承ください。

・イベント開催中にメディア等の取材を受ける場合には、事前に施設管理者の承認を受けてください。

・その他ご使用に関しては、施設管理者と協議、相談の上、その指示に従ってください。

本使用規則は予告なく内容を変更することがございます。

(2023年8月31日)